

緑地賠償責任保険仕様書

1 保険名

緑地賠償責任保険

2 保険期間

令和6年7月1日の午後4時から令和7年4月1日午後4時まで

3 保険の概要

本保険は、本市が所有し、環境都市部緑政課が緑地として管理する土地（以下、「緑地」という。）からの倒木、枝の落下等により生じた偶然の事故、緑地の維持管理中に生じた偶然の事故、又は既設の緑地内施設の修理工事中に生じた偶然の事故により、他人の生命若しくは身体又は財物に損害を与えた場合等に、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損失を保険金として支払うことを目的とするもの。

4 保険の対象とする緑地

本保険の対象とする緑地は、次のとおりとする。

- (1) 面積 654,108m²
- (2) 場所 別紙「対象緑地一覧」のとおり

なお、保険の対象となる緑地は、令和6年7月1日時点の緑地面積とし、保険期間中の寄附又は市の買取りに伴う対象緑地の増減については、その都度の加入手続きは省略するものとする。

5 保険金の支払い対象とする市の損失

- (1) 被害者に対する法律上の損害賠償金（裁判、示談を問わない。）
- (2) 訴訟になった場合の訴訟費用及び弁護士報酬等の争訟費用
- (3) 請求権保全行使費用
- (4) 被害者に対する応急手当、護送等の緊急措置費用

6 支払限度額・保険金額及び免責金額

- (1) 対人賠償
支払限度額・保険金額 1事故につき1億円
免責金額 なし
- (2) 対物賠償
支払限度額・保険金額 1事故につき1億円
免責金額 なし

7 保険の対象とする事故

- (1) 緑地の所有・維持管理に伴い生じた偶然の事故
- (2) 緑地内の土留め等の管理施設の補修・修理工事中に生じた偶然の事故
- (3) 緑地内からの倒木、枝の落下等によって生じた偶然の事故

8 保険金の支払い対象とならない主な場合

- (1) 市に法律上の賠償責任のない事故
- (2) 市の故意又は重過失による法令違反によって生じた賠償責任
- (3) 戦争（宣戦の有無及び前後を問わない。）、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議によって生じた賠償責任
- (4) 地震、噴火、洪水、津波、高潮などの天災によって生じた賠償責任
 - ア 「地震等の天災」には地殻の変動も含む。
 - イ 「洪水」とは河川、湖沼本来の領域を超えて溢水（氾濫）したもので浸水の範囲が一定の異常な規模に達したものをいう。
 - ウ 「津波」とは地震のために起こるいわゆる地震津波をいう。
 - エ 台風、竜巻等の不可抗力による事故は天災に含む。
- (5) 医師、弁護士及び設計士などの専門的職業行為による賠償責任
- (6) 石綿又は石綿製品が原因で生じた賠償責任
- (7) 汚染物質の排出・流出・いつ出又は漏出に起因する賠償責任
- (8) 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する賠償責任

9 保険約款及び特約条項

保険契約時において対象となる保険約款及び特約事項については、必要な協議、確認を行い、関係法令を順守し、契約締結をもって発注者へ提出するものとする。

また、保険契約に伴い、その他必要な書類については、別途協議のうえ定めるものとする。